

# 原子力災害からの福島復興の加速のための 基本指針について

平成29年1月28日(土)  
内閣府原子力災害対策本部  
原子力被災者生活支援チーム

# 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日 閣議決定)

## <策定の経緯>

- ✓ 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(閣議決定 平成25年12月20日)
  - ✓ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(閣議決定 平成27年6月12日)
- ↓
- ✓ 今回、福島復興の加速に向けて、地元の御要望や与党の提言なども踏まえ、新たに基本指針を策定

## 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

- 総合的・重層的な防護措置の取組、生活支援相談の充実など、帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 29年3月までの解除に向けあらゆる施策を総動員
- 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援等

## 2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- 特定復興拠点を整備する計画等を盛り込んだ福島特措法の改正法案の国会への提出。
- 整備計画の下で除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みの整備。

- 整備計画の実施に係る費用の負担については
  - ・将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定され、東京電力がすでに賠償を行ってきたこと
  - ・こうした中、地元からの要望や与党からの提言等を踏まえ、政府は新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備する方針を示したこと
  - ・復興拠点の整備は、国の新たな政策決定を踏まえ、新たなまちづくりとして実施することから東京電力に求償せず、国の負担により実施。
- 除染・解体は除染特措法に基づく事業とは区別して整理したうえで国が実施。
- インフラ整備事業は国において必要な措置を講じ、市町村等で実施。
- 避難先におけるきめ細かな生活支援の取組を継続的に後押し。等

# 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日 閣議決定)

## 3 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島特措法に同構想を位置付け。
- 「福島新エネ社会構想」をとりまとめ、構想の実現に向けた取組を推進。
- まちの復興等の帰還環境整備に取り組む法人の福島特措法への位置付け。 等

## 4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

- 官民合同チームが継続的・持続的に活動できるよう、福島相双復興推進機構を福島特措法に位置付け。
- 帰還困難区域の事業者の事業再開の後押しに向けてご事情に配慮した適切な措置。
- 流通段階の風評被害の実態等の調査とそれに基づく適切な措置を行うこととし、その旨を法的に位置づけ。
- 農林業賠償等について、国は、東京電力に対し、損害がある限り賠償するという方針の下、適切な賠償等を指導。 等

## 5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

- 安全確保を大前提に、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応。
- 国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援。
- 国内外に対し、廃炉・汚染水対策の進捗状況などについて迅速かつわかりやすく情報を公開 等

## 6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

- 東京電力は福島への責任を貫徹するため、非連続な経営改革を断行。
- これにより廃炉、賠償、除染のための資金を確保するとともに、官民合同チームによる取組等に対して、人的・資金的な点も含め、福島の復興推進に貢献。
- 国は、託送料金の見直し、廃炉に係る資金を管理する積立金制度の創設など、必要な制度整備を実施。 等